

「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」に対する修正案の趣旨説明

ただいま議題となりました「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」に対する修正案について、趣旨の説明をいたします。

社会保険庁については、全国各地の一等地に豪華な事務所を構える社会保険事務局や、定義の不明瞭な福祉施設費による雑多な支出、物品調達や委託業務についての不透明な巨額随意契約など、これまで数々のムダ遣いが指摘されてきたところであります。このようなムダ遣いについては、徹底的に検証を行ったうえで、是正する必要があることは言うまでもありません。

また、国の財政が厳しいからといって、年金保険料の流用を行うことは、年金財政を不安定化させるだけでなく、国民の年金制度への信頼を損なうものであります。給付以外には保険料は使わない、これを原則にしなければ将来の国民の老後の安心はあり得ません。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務費につき、その一部に国の負担以外の財源を充てる、つまり年金保険料による財源を充当するという規定を削除しております。

第二に、国の財政が危機的状況にあることにかんがみ、平成18年度の歳出について、国庫が負担することとされる厚生年金保険法に基づく年金事業等の事務の執行に要する費用を含め、その全般について徹底した検証を行い、その結果に基づいて、歳出の改革と縮減のための措置を講ずることにより、特例公債の発行額の縮減を図るよう努めるものと附則において規定しております。

以上、修正案の概要を申し上げます。

これらは、国のムダ遣いを是正するための最低限の措置であります。委員各位におかれましては、私たちの主張の真意を御理解いただき、何とぞ御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。